

治療・療養について

新型コロナウイルス感染症の治療については、現在、発熱や咳などの症状を緩和する目的の対症療法が中心となっています。国で承認されている治療法は限られていますが、治療法のひとつに中和抗体療法があります。中和抗体療法とは、体内に抗体を注入し免疫の作用で重症化を予防する療法です。中和抗体療法の適応は医師の判断になるため、治療を希望する方は、かかりつけ医または陽性の診断を受けた医療機関に中和抗体療法の適応になるかをご確認のうえ、抗体治療医療機関にご相談ください。



大阪府ホームページ
「府民向け 抗体治療
医療機関受診について」

新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(略称：感染症法)」において新型インフルエンザ等感染症に分類されています。診断を受けた方へは、病状に応じて入院又は宿泊、自宅療養をしていただきます。

(1) 入院療養

対象者は原則、次のいずれかに該当あるいは重症化するおそれが高い方で、医師が入院を必要と認める方（医療機関から発生届の提出があった方）です。

- 高齢者
- 基礎疾患がある方（慢性呼吸器疾患の方、透析治療中の方等）
- 免疫機能の低下がある方（免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している方等）
- 妊娠している方(症状から入院が必要と判断される方)



入院できる病院を調整し、電話でご連絡します。入院の準備をしながら自宅で待機してください。病院までの移動は、保健所あるいは救急隊がお送りします。

(2) 宿泊療養

対象者は原則として次に該当する方です。

- 無症状病原体保有者及び軽症患者かつ、感染防止にかかる留意点を遵守できる方
- 「(1) 入院療養」の条件のいずれにも該当しない方
- 医師が症状から必ずしも入院が必要な状態でない判断した方
- 妊娠していない方



宿泊療養を希望される方（18歳以上）は「自宅待機SOS（コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター）」
☎0570-055221（全日24時間対応）に連絡してください。

疫学調査の対象者には電話時に療養方法を決定し、宿泊先等に関しては調整後に担当者よりご連絡します。

大阪府ホームページ

「新型コロナウイルス感染症等の軽症者等の宿泊療養について」



大阪府ホームページ

「宿泊療養施設のしおりと持ち物について」



大阪府ホームページ

「自宅待機SOS（コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター）について」



(3) 自宅療養

次のすべてに該当する方は、自宅療養となる場合があります。

- 無症状あるいは軽症患者
- 感染予防にかかる留意点を遵守できる方
- 同居家族と直接接触せず、外出することなく療養生活を送ることができる方



ただし、症状が悪化した場合は入院あるいは宿泊療養をご案内することがあります。

療養期間（療養解除日）について

基本的には、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として7日目（入院や高齢者施設に入所されている場合は10日目）までが療養予定期間となります。最終的な療養解除日は、次の表を参考に判断してください。

療養期間は症状の経過によって異なりますので、ご不明な点がございましたらお住いの区の保健福祉センターにご相談ください。なお、宿泊療養の場合は療養先の看護師や医師などから、入院療養の場合は入院先の医療機関から療養解除日をお伝えします。

●有症状（発熱や咳（せき）などがある）の場合

発症日から**7日間**経過し、かつ、解熱剤を服薬せず症状軽快後**24時間**経過するまで

※入院（高齢者施設入所を含む）の場合は、発症日から10日間経過し、かつ、解熱剤を服薬せず症状軽快後72時間経過するまで

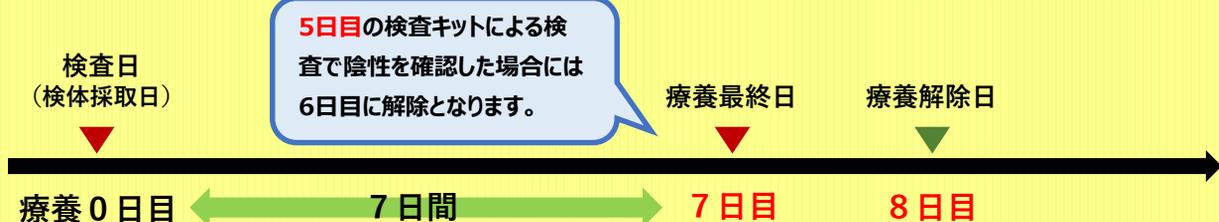


- ・解熱剤なしで37.5度未満
- ・激しい咳等なく症状軽減

症状がある場合は**10日間**、症状がない場合は**7日間**が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食などを避けること、マスクを着用するなどの自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

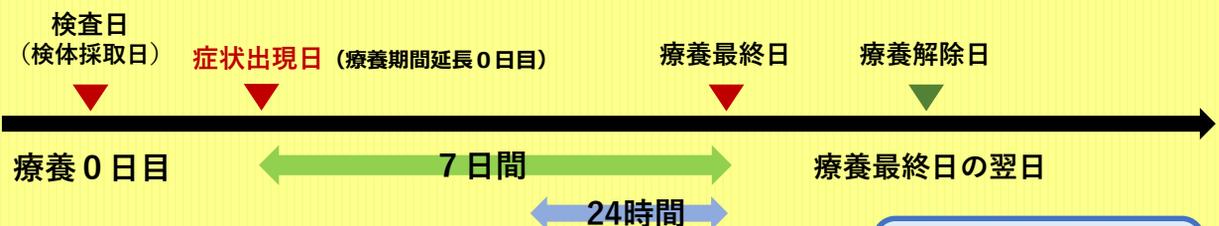
●療養開始から療養解除まで無症状の場合

陽性確定に係る検体採取日から**7日間**経過するまで



●療養開始時に無症状で療養期間中に症状が出現した場合

症状出現から7日間経過し、かつ、解熱剤を服薬せず症状軽快後24時間経過するまで



- ・解熱剤なしで37.5度未満
- ・激しい咳等なく症状軽減

症状によっては療養が延長になります